

加古川市上下水道局プロポーザル方式に関する事務取扱要領

平成 30 年 3 月 27 日
上下水道事業管理者決定

(目的)

第 1 条 この要領は、加古川市上下水道局（以下「局」という。）が発注する業務に関し、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する場合の手続きについて、共通して遵守すべき事項を定めることにより、プロポーザル方式による契約の公正性、透明性及び客観性を確保し、もって契約事務の適正かつ円滑な運用を行うことを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この要領においてプロポーザル方式とは、業務の性質又は目的が価格のみによる競争入札に適さないと認められる場合において、事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結するため、発注する業務等に係る企画提案等を受け、その履行に最も適した契約候補者を選定する方式をいう。

2 プロポーザル方式の形式は、次に掲げるものとする。

- (1) 公募型 広く参加者を募集し、当該募集に応じて申込みがある者の中から、第 4 条に規定する参加資格を有する者により、実施する方式
- (2) 指名型 第 4 条に規定する参加資格を有する者の中から、参加させることが適当と認める者を指名し、実施する方式

(対象業務)

第 3 条 プロポーザル方式によることができる業務は、業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性、価格等の要素を総合的に判断する必要がある業務で、次に掲げるものとする。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 局において最適なサービスの提供方法や発注仕様を定めることが困難な業務
- (3) アイデア、デザイン、技術力等、事業者の企画提案により、業務の成果に大きな差異が生じることが予想される業務
- (4) システム、機器等の導入、購入、又はリース等で、初年度の調達価格のみの競争では全体的なサービスの比較が困難な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザル方式により実施することが適当と認められる業務

(参加資格)

第 4 条 プロポーザル方式に参加する資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 加古川市水道事業及び下水道事業契約規程(平成 10 年水道事業管理規程第 5 号)第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 加古川市上下水道局指名停止基準(平成 13 年水道局訓令第 6 号)に基づく指名停止を

受けていないこと。また、受けた場合にあっては、その期間が終了していること。

(3) 加古川市上下水道局契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月30日水道事業管理者決定）に規定する暴力団等でないこと。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。

2 前項各号に掲げるもののほか、必要な参加資格の要件は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、業務の内容等に応じて別に定める。

（基本方針の策定）

第5条 プロポーザル方式を採用しようとする対象業務を所管する課等（以下「所管課」という。）は、当該業務の契約候補者の選定に先立って、業務概要、プロポーザル方式を採用する具体的な理由等を明らかにした基本方針を策定するものとする。

（上下水道局入札参加者審査会への付議）

第6条 所管課は、プロポーザル方式の採用に際して、前条に規定する基本方針を上下水道局入札参加者審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

2 審査会は、所管課より提出された基本方針の内容を審査し、プロポーザル方式の採用の可否を決定するものとする。

（プロポーザル実施要領等の策定）

第7条 所管課は、審査会でプロポーザル方式の採用が承認された場合、次に掲げる資料を作成し、再度審査会に諮らなければならない。

(1) 実施要領 参加資格要件、契約候補者の選定方法等に関し、必要事項を定めたもの

(2) 選定委員会設置要領 プロポーザル選定委員会設置に関し、必要事項を定めたもの

(3) 採点基準表 プロポーザルの審査に関し、評価する項目や配点を定めたもの

(4) その他資料 プロポーザルの審査に関し、必要となるもの

2 審査会は、所管課より提出された前項の資料の内容を審査するものとする。

（プロポーザル選定委員会）

第8条 所管課は契約候補者を選定するため、プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置しなければならない。

2 本市職員のみを構成員とする選定委員会を設置する場合は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 選定委員会は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）5名をもって構成する。

(2) 委員長は、審査会の委員の中から1名を選定する。

(3) 委員は、局職員以外で管理者が選定した者3名、経営管理課の係長職以上の者1名とする。

(4) 選定委員会は、委員等の3分の2以上の出席をもって成立する。

(5) 選定委員会の議事は、第10条に規定する契約候補者の選定を除き、出席委員の多数決により決定する。可否同数のときは委員長が決定する。

(6) 選定委員会は、必要に応じ有識者等の意見を求めることができる。

3 第3条のプロポーザル方式によることができる業務が特に専門的な知識、経験の活用等に基づく判断を要するものであることにより、有識者等の本市職員以外の者が選

定委員会の委員となる場合は、第1項の規定により設置する選定委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関としなければならない。この場合において、附属機関の設置及び運営に関しては、附属機関等の設置及び運営に関する指針を準用する。

（選定委員会の所掌事務）

第9条 選定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 参加資格要件の認定に関すること。
- (3) 契約候補者の選定に関すること。
- (4) 選定結果の通知に関すること。
- (5) 選定結果の所管課への報告に関すること。
- (6) その他契約候補者の選定に必要な事項

（選定方法）

第10条 契約候補者の選定方法は、委員等が採点した点数の合計点が最も高かった者を契約候補者とし、契約候補者の次に合計点が高かった者を次点者とする。

- 2 最も高い合計点が2者以上あった場合は、委員等の多数決により契約候補者を決定する。なお、可否同数の場合は、委員長が契約候補者を決定する。
- 3 契約候補者の選定に当たってその他必要な事項は、実施要領において定める。

（情報提供）

第11条 所管課は、プロポーザル方式による契約候補者決定における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、積極的に情報提供に努めるものとする。

（契約候補者決定後の契約締結）

第12条 所管課は、決定された契約候補者と当該業務について協議を行うものとする。

- 2 前項の協議が整った場合は、当該業務仕様書を作成し、その仕様書に基づく見積書を徴した後、随意契約の方法により契約を締結する。

（コンペ方式）

第13条 提案内容に主眼をおき、最も優れた企画案を提案した事業者を契約候補者として選定するコンペ方式についても、この要領を準用するものとする。

（補則）

第14条 この要領に定めるもののほか、プロポーザル方式の実施について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年3月14日から施行する。